

改定プランの名称、基本目標及び基本理念について

1 計画の体系について

基本目標：めざすべき社会の姿を示す。

計画のキャッチフレーズともなりうる。

基本理念：施策を推進していくうえで基盤となる考え方を示す。

重点目標：各種課題を踏まえて、設定する取り組むべき大項目。

施策の基本方向：重点目標ごとに設定する取り組むべき中項目。

主要施策：施策の基本方向ごとに設定する取り組むべき小項目。

主要施策の下に、具体的な施策・事業を位置づける。

2 「かながわ男女共同参画推プラン(第4次)」の改定骨子について

別紙1、2のとおり。

3 計画の名称について

計画の名称は、以下の点を踏まえ、引き続き「男女共同参画」を用いることとしてはどうか。

かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)

- 社会的な構造も含めた男女間の格差が存在することを示す必要がある。
- 参画することの重要性を示す必要がある。
- 「ジェンダー平等」という言葉の認知度及び理解度が低いことを考慮する必要がある。

4 基本目標について

<現行のかながわ男女共同参画推進プラン(第4次)>

～ともに生きる社会、ともに参画する社会へ～

「家庭で、職場で、学校で、地域で…人生のさまざまな場面で、誰もが性別にかかわらず、ともに生き、ともに活躍できる、そんな社会をめざす」という趣旨で決定。

また、ともに生き、ともに活躍できる社会をめざすという目標は、「津久井やまゆり園」における大変痛ましい事件を受け、そうした事件が二度と繰り返されないよう、ともに生きる社会の実現をめざして県が定めた「ともに生きる社会かながわ憲章」を踏まえている。

＜参考：ともに生きる社会かながわ憲章＞

～津久井やまゆり園事件 この悲しみを力に、ともに生きる社会を実現します～

平成 28 年 7 月 26 日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において 19 人が死亡し、27 人が負傷するという、大変痛ましい事件が発生しました。

この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられ、障がい者やそのご家族のみならず、多くの方々に、言いようもない衝撃と不安を与えました。

私たちは、これまでも「ともに生きる社会かながわ」の実現をめざしてきました。

そうした中でこのような事件が発生したことは、大きな悲しみであり、強い怒りを感じています。

このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成 28 年 10 月 14 日 神奈川県

変更 A 案

～性別にかかわらず、誰もが自分らしくいきいきと活躍できる社会へ～

「誰もが性別にかかわらず」という理念を打ち出した案。

「誰もが性別にかかわらず、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、自らの意思に基づいて参画し、活躍できる社会の実現をめざす」という趣旨で作成。

変更B案

～すべての人が個性と能力を発揮できる社会へ～

「誰もが性別にかかわらず」という理念を引き継ぎながら「すべての人」という表現を用いた案。

「すべての人が、自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ社会の実現をめざす」という趣旨で作成。

<参考：国の第5次男女共同参画基本計画の目指すべき社会>

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

5 基本理念について

第4次プランの基本理念を引継ぎながら、性的マイノリティへの配慮等に鑑み、次のように改めてはどうか。

県は、次の4つの基本理念に基づき、市町村、NPO、民間企業等との連携を図りながら、施策を遂行していきます。

I 人権の尊重

性別による権利侵害や差別を受けず、男女がすべての人が個人の能力を発揮できるようにすること

II あらゆる分野への参画

社会のあらゆる分野で、男女がすべての人が性別にかかわらず意思決定過程に共同して参画できるようにすること

Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの実現

働き方を見直し、誰もが、すべての人が、仕事と家庭生活との両立ができるようにすること

Ⅳ 固定的性別役割分担意識の解消

性別による固定観念にとらわれず、社会のあらゆる活動において男女がすべての人が個性や適性に応じた自由な選択ができるようにすること